

千曲市サテライトオフィス進出支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市サテライトオフィス開設支援事業補助金により整備された施設（以下「特定施設」という。）をサテライトオフィス（企業又は団体の本拠地から離れた場所に設置された事務所のことで、本社や事業本部よりも小規模の事務所をいう。以下同じ。）として継続的に利用する企業又は団体（以下「企業等」という。）に対して予算の範囲内で支援金を支給することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定施設の所在地及び名称)

第2条 特定施設の所在地及び名称は、次のとおりとする。

所在地	名称
千曲市大字桜堂 521 番地 1	よろづやビルディングサテライトオフィス

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす企業等とする。

- (1) 本社が県外にあること。
- (2) 市内に支社、営業所、工場その他これらに類するものを設置していないこと。
- (3) 特定施設を専ら自らの事業に係る業務を行うために利用すること。
- (4) 交付申請の日から5年以上、特定施設を継続して利用することができること。
- (5) 特定施設に常勤する者が1名以上いること。
- (6) 市税等に滞納がないこと。
- (7) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に該当しないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者に該当しないこと。
- (10) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しないこと。
- (11) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しないこと。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、1企業等につき75万円とし、1回限りの交付とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、千曲市サテライトオフィス進出支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) サテライトオフィス利用計画書（様式第3号）
- (3) 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
- (4) サテライトオフィスの利用契約が確認できる書類の写し
- (5) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号）
- (6) 会社概要書（会社の沿革、組織がわかる書類）
- (7) 雇用の状況がわかる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、千曲市サテライトオフィス進出支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付決定について、条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が支援金の交付を受けようとするときは、千曲市サテライトオフィス進出支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、支援金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度から5年度分のサテライトオフィスの利用状況について、千曲市サテライトオフィス等進出支援金実績報告書（様式第7号）により、各会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

(交付の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(返還請求)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合は、期限を定めて、次の各号に定める支援金の額の返還を求めるものとする。ただし、企業等の倒産、災害その他やむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は施設の利用実態がないことが明らかになった場合 全額

(2) 交付申請日から3年未満の利用の場合 全額

(3) 交付申請日から3年以上5年以内の利用の場合 半額

(4) 支援金の交付の決定を取り消された場合 全額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が交付した支援金を返還させることが適当と認める場合 市長が定める額

(現地調査等)

第12条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対して現地調査への協力及び書類の提出を求めることができるものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 交付決定者は、交付申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた日に属する会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付の申請を行った企業等に対する支援金の交付については、同日後においても、なおその効力を有する。